

レトリック・オランダ代表判事の東京裁判批判

——平成七年十月二十一日、明治神宮参集殿において——

青山学院大学教授・法学博士

佐藤 和男

一

ただいまは司会の大原康男教授からたいへんご丁寧な紹介をいただきまして、ありがたく存じます。本年・平成七年（一九九五年）は、先ほど外山勝志（明治聖徳記念学会）会長のお言葉にございましたように、わが国にとってまさに節目の年でございます。すなわち、第二次世界大戦、わが国という大東亜戦争が終結してから五十年、日清戦争の終了から百年、日本海海戦でのわが連合艦隊の大勝利によって日露戦争が終了してから九十年、まさに歴史的な節目の年といえます。この節目の年の十か月を回顧してみますと、日本にとって健全な新しい潮流が政界や教育界の一部で動き出したという感が一方で抱かれる反面、日本の社会思潮の現状はいわゆる東京裁判史観などによって依然として毒されていて、このままで果たして日本は厳しい国際社会の風波の中で今後立派に生き残ってゆけるだろうかという懸念もあるわけです。

ところで、私自身のことですが、この節目の年に幸運なことに一冊の本とめぐりあうことができました。それは、連合国占領軍が日本の戦時指導者を裁いた軍事裁判であるいわゆる東京裁判において連合国側の判事を勤めた十一人

のうちの一人であったオランダのベルト・レーリンク(Bert(Bernard) Victor Aloysius Roling)博士と、今日ヨーロッパで著名な国際法学者として活動しておられるイタリアのアントニオ・カッサーゼ(Antonio Cassese)教授とが、東京裁判をめぐるいろいろな難しい法律問題について対話をしておられる——カッサーゼ教授が質問して、レーリンク博士が懇切丁寧にお答えになっている——その内容を収録した書物なのです。

東京裁判の連合国側の十一人の裁判官のうちオランダ代表判事であったレーリンク博士は、昭和二十一年(一九四六年)から二年半ほど日本で東京裁判の判事を勤められまして、裁判終了後オランダへお帰りになってから、熱心な態度で国際法を専攻されるようになりました。新しい研究の成果を踏まえまして、レーリンク博士は当初から抱かれていた東京裁判に対する疑問と批判を、ますます強められる結果になったのです。

昭和五十八年五月に池袋のサンシャイン・シティで二日間にわたりまして、東京裁判を再検討するためのシンポジウムが開かれました。その時には博士は十一人の判事の中の唯一の生存者ということで、二日間、精力的にご参加くださいました。ご報告もなさるし、また、レセプションなどでは私どもと隔意のない意見の交換をしてくださったりしました。私もかつて東京裁判を傍聴したときにレーリンク判事のお姿を拝見しているのですが、今度は直接に対面して、ご意見を伺うことができました。東京裁判についての厳しい見方をますます強められているというのがその折の印象でした。

ちよつと遠くて、皆さんのお目に届くかどうか。これが先ほどお話しした問題の本であります。これはペーパーバック版で一九九四年にイギリスで発行されたものですが、単行本として最初に公刊されたのは一九九三年であつたと書いてあります。先ほど申しましたように、レーリンク博士と、欧州で著名な国際法学者であり、フィレンツェ大学の国際法の教授とフィレンツェの欧州大学研究所(European University Institute in Florence)の教授を勤め、最近は国際連合旧ユーゴスラビア戦争犯罪法廷(オランダ・ハーグ)の所長に任命されているアントニオ・カッサーゼ博

士との、お二人の対話集で、共著というかたちになっています。タイトルが『ザ・トウキョウ・トライアル・アンド・ビヨンド』(The Tokyo Trial and Beyond)で、直訳いたしますと、『東京裁判とそれ以後』、あるいは、『東京裁判を乗り越えて』というような意味を持っておりますが、こういう本が昨年の夏の初め頃から東京の洋書店にも多く出回るようになり、私も友人たちと一緒にこれ入手して読みました。そうしたら、内容が非常に面白い。東京裁判について従来いささか研究してきました私にとっては、たいへんに興味深い内容の書物でした。そこで、今日は本書を中心にしてレーリントン博士のお考えを少し詳しくご紹介しながら、私たちが東京裁判を、またその関連で戦争や平和の問題をどう考えたらいいのか、間もなく二十一世紀になろうとしている今日の地球上において人類が、特に日本国民がこれからどういう国際秩序理念のもとで歩んでいけばいいのかを、考えるよすがとしてみたいと思つた次第です。

二

この本は、実は一九七九年ごろにはすでに原稿ができていたのです。と申しますのは、カッセーゼ教授は以前から戦時国際法一般とニュルンベルク裁判とか東京裁判とかいう軍事裁判に深い学問的関心を持たれていまして、ぜひ一度東京裁判の一部始終をご存じのレーリントン博士から詳しいお話を聞きたい、自分が国際法の理論上からおかしい、納得がいかないと思つている諸問題について、質問をしてみたいという希望を持っておられたのです。その希望がかないまして、一九七七年の秋に二か月ぐらいにわたつて博士にインタビューを行なわれて、その時の録音テープを起こして、タイプに打つて、レーリントン博士に校閲をお願いして、若干の加筆をもしていただいて、そうして出来た原稿を一九七九年の十一月頃に出版しようとなさつたのです。

そうしましたら、レーリンク博士が、自分の話したことが大部分を占めているので、それだけではすこし物足りないから、カッセーゼさん、あなたもご自身の意見を書いてくれないかと言われたというのです。そこでカッセーゼ教授は自分の見解も書こうと思っていたのですが、多忙にかまけて、ついつい間延びしてしまつた。ところが、ちょうど今から十年ほど前の一九八五年（昭和六十年）に、レーリンク博士が急逝されました。本書の出版をかねて気にかけておられたカッセーゼ教授はその折に決心して、レーリンク博士への質疑と応答を内容とする最初の草稿をほとんどそのままのかたちで、一九九三年に刊行することに踏み切られました。最初のハードカバーの単行本に続いて、一般の読者や学生にとって読みやすいペーパーバック版として、一九九四年に、今私がつ持っているこの本を、イギリスで出版されたのです。本書を通読して私は、昭和五十八年のシンポジウムの際に伺つたレーリンク博士の東京裁判に対する厳しいご批判を、よりいっそう明確に理解することができました。

東京裁判の最終判決のときに、三人ほどこの裁判について非常に厳しい批判を展開された判事がおられました。まず、皆さんが比較的よくご存じのはずの有名なインドのパール判事。パール判事がその個別反対意見書（いわゆるパール判決書）の中で、日本の歴史的行動を断罪した多数派判決を否認して、いわゆるA級戦争犯罪人とされた人々の全員の無罪放免を主張されたことは、全世界的に有名です。それから、フランスのベルナル判事。このベルナル判事は東京裁判の審理過程につきまして、手続き上、非常に不備が多い、こういう不備の多い裁判手続きをした裁判は有効とは認めがたいという、たいへん厳しい意見を表明しております。それから、本日そのご意見を主として取り上げようとしていますレーリンク判事、以上の三人です。

レーリンク博士を含めた三人の判事の個別反対意見は、正式にはインディビジュアル・デイセンティング・オピニオンと申しますが、たとえばパール博士の場合、その個別反対意見は日本ではパール判決、パウルズ・ジャッジメントという言い方がされておりますが、一般的な呼称としてはこの用語を使つてもよろしいのですが、裁判所の立場か

らは正式には個別反対意見(書)というべきものなのです。なお、オーストラリア代表判事であったウェップは裁判所長として、これは反対意見ではなくて、単なる個別意見を出しております。いずれにしましても、東京裁判に対する批判が三人の判事から、いわばインサイダーから厳しいかたちで提示されたということは、非常に重要な事実であります。パール判事の反対意見については、わが国でもずいぶんと研究が進んでおりますが、これからはベルナル判事やレーリンク判事の反対意見もじっくりと厳密に再検討しなければならないと思うわけです。

さて、このレーリンク博士はどういうご経歴の方かということ、最初に簡単に紹介しておきます。レーリンク(Bert V. A. Roling)博士は一九〇六年、日本で申しますと、日露戦争が終わった翌年の明治三十九年に、オランダ南部の都市スヘルトヘンボスで誕生されました。第二次大戦中はドイツ軍がオランダを占領していましたが、その頃には地方裁判所の判事をしておられました。戦争の末期にはユトレヒト大学で刑法の講義を担当されておりました。当時、博士は特に、オランダ領東インド諸島(現在のインドネシア)の刑法の専門家として、名を知られておりました。そして、一九四六年、東京裁判の開始にあたって、オランダ政府から同国代表判事に就任するよう要請されて、東京に着任したのです。

東京裁判は、連合国最高司令官(占領軍総司令官)マッカーサーの命令によって行なわれることになり、急遽連合国側から十一人の判事が選ばれることになったのです。当初は九人が指名され、レーリンク博士はその一人でした。

三

昭和二十年九月二日に、東京湾に入り込んでいたアメリカの戦艦ミズーリの艦上で、マッカーサーなど連合国側の代表と日本の重光外相との間で、連合国のいうところの降伏文書なるものの調印が行なわれました。

この文書は、政治的宣言に過ぎないポツダム宣言の内容を国際法上拘束力あるものにするための条約（協定）であり、これを連合国側はインストルメント・オブ・サレンドー、つまり降伏文書と名づけておりますが、日本の国際法学者はみな、これは本質的には休戦協定であると認めています。つまり、日本に対し、次の条件を受け入れるならば終戦の機会を与えろという言い方をしているポツダム宣言は、第六項から第十三項までの八項目を指示することによって、日本に有条件終戦の機会を与えたわけです。これに対して、日本側は同宣言を応諾しました。しかし、これは、オファーしてアクセプトされたら、すぐ効力が発効するというような契約とは異なることは、田岡良一博士が指摘しておられるとおりです。

繰り返しますと、ポツダム宣言の内容を連合国と日本との間の国際法上の条約として拘束力あるものにしたのが、休戦協定にあたるいわゆる降伏文書であります。降伏文書ではなく、休戦協定と呼んでもよかつたものなのです。

この文書の調印の時点から、同じ「戦争状態」でも、戦闘段階から占領段階に移ったといえます。専門的な話になりますが、戦争というのは国際法上は一種の法的状態でありまして、A国がB国に（一方的にでも）宣戦布告をしますと、両国の間に戦争状態が成立して、両国は国際法上、交戦国として交戦権を行使しうることになります。交戦国が交戦権の行使として、敵の軍隊を攻撃しても、敵軍の将兵を殺傷しても、一般的に敵国の軍事目標を攻撃・破壊しても、あるいは敵国の領土の中に侵入して、そこを占領しても、違法とはされません。

日本の政治家の中には、交戦権の行使により敵国の領土内に侵入して、そこを占領したり、あるいはそこで軍事目標ないし敵軍を攻撃するという、戦時国際法上国家の軍隊に認められた合法的行動を、侵略としてしか理解できない不勉強な人がいます。政治家はもう少し国際法の勉強をしてもraitたいと、いっそや自民党の歴史検討委員会に呼ばれました時に強く申し上げておきましたが、国際法上の「戦争状態」のもとでは、前述のような交戦権の合法的な行使が伝統的に容認されているのです。

レーリク判事の母国オランダは、昭和十六年十二月十日に日本に対して正式に宣戦布告をしております。もつとも、日本も、十二月八日にオランダに対する戦争意思を表明していました。

戦争権というものが国際法上伝統的に認められていて、その内容は開戦権と交戦権とに大別できることは、戦時国際法を学んだ方ならおわかりのことです。第二次世界大戦当時も、もちろん国家には戦争権というのが、国際法上合法的なものとして認められており、どの国もそれを否認することはできませんでした。戦争権については、たとえば今日、日本国憲法の第九条第一項に、「国権の発動たる戦争……は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」という規定があることは、ご存じのとおりです。「国権の発動たる戦争」というのは、マッカーサーが日本政府に押しつけた英文の原文で見ますと、ウォー・アズ・ア・ソブリン・ライト・オブ・ザ・ネーション (war as a sovereign right of the nation)、直訳すると、「国家の主権的権利としての戦争」と書いてあるものです。第九条第一項はわかりやすくいえば、国際法上、主権国家(法的な意味での独立国家)が認められている戦争権を行使して行なう戦争は、国際紛争を解決する手段としては、これを放棄するという趣旨の規定です。

国際法では、「国際紛争を解決するための戦争」というのは、自衛戦争ではない侵攻戦争、つまり本質的に不当な攻撃戦争に該当すると解釈されることは、一九二八年の不戦条約の交渉および成立以来、国際社会、特に国際法学界や外交場裡では常識になっております。したがって、日本国憲法の第九条第一項は、侵攻戦争を放棄して、自衛戦争を放棄したのではない。第九条第二項で、前項の目的を達するため、つまり侵攻戦争放棄という目的を達成するために、戦力を持たず交戦権を認めないと定め、自衛戦争についてはいいとも悪いとも言っていない。日本の国権の最高機関たる国会で防衛庁設置法ならびに自衛隊法をつくって、現在自衛隊が存在していますが、自衛隊が合法かつ合憲な存在であることは、例えば、昭和五十二年二月一日の水戸地方裁判所による百里基地訴訟第一審判決における第九条の解釈などによって裏づけられています。

話をもとに戻します。大東亜戦争（アメリカがいう太平洋戦争）が始まった時点では、現在の独立国インドネシアはオランダの植民地でした。オランダの植民地ということは、国際法的にはオランダの領土の一部であります。そのオランダと日本の間には戦争状態が存在していました。国際法でいう開戦権は、ある国が他の国に一方的に戦争意思を伝える（戦争意思という言葉をラテン語でアニムス・ベリゲレンディといいますが、国際法上の戦争をするという意思を相手国に通告する）と、その時点から両国間に戦争状態が成立することを意味していて、交戦国間で講和条約の調印が終わって、批准手続きも終わって正式にそれが発効した時点で、初めて戦争状態が、つまり戦争が終わるわけです。

先ほど申しましたように、昭和二十年九月二日のいわゆる降伏文書の調印では、まだ戦争は終わっていません。昭和二十六年九月にサンフランシスコで調印された日本と連合国との間の講和（平和）条約が正式に発効した時点で、戦争は終わったのです。日本人の中には、対日平和条約という言い方をする人がいます。たしかに連合国側ではトリテイ・オブ・ピース・ウィズ・ジャパンと呼んでおります。彼らにとつては対日平和条約でいいでしょう。しかし、日本国民は正しくは対連合国平和条約と呼ぶべきなのです。あるいは、サンフランシスコ平和条約と呼ぶのもよいでしょう。これが発効したのが昭和二十七年四月二十八日でありまして、その日に初めて戦争が終わりました。戦争状態が続いていて、そのなかで行なわれた東京裁判と通称される国際軍事裁判は、本来、司法権に基づく裁判ではなく、本質的に連合国側の戦争行為であり、一過性の軍事行動であるに過ぎません。

アメリカに即していえば、アメリカの大統領が持っている行政権の中に戦争遂行権があつて、その戦争遂行権の延長線上で、軍事裁判を戦争行為として行なうというわけなのです。ですから、東京裁判は司法権に基づく正式な裁判ではなしに、ただ一度だけの連合国側の軍事行動です。したがって、これを再審するなどということは、もともと考えられないわけです。敗戦した敵国の指導者を引つ張り出して首を切る代わりに、見た目にはもつともらしい裁判と

いう偽善的な形態をとつたに過ぎないのです。

日本は、昭和十七年に今村均將軍の率いる第十六軍が南部スマトラやジャワ島（いずれも現在のインドネシア）に進攻して、オランダ軍は全面的に降伏しました。そして、日本軍は独立運動の闘士であったスカルノやハッタ博士を獄中から救い出して、彼らを中心にしてインドネシア人民に将来の独立に備える諸準備をさせたわけです。そういう状況のなかで日本がポツダム宣言を受諾しました。

四

降伏文書に調印した九か国に、後ほどフィリピンとインドという新しく独立した二か国を加えて、合わせて十一か国から一人ずつ判事が任命されました。オランダのレーリンク博士は、インドネシアの刑法の専門家として知られており、アジアに関係が深いという理由から、国際法専門の学者ではなかったがオランダ政府から代表判事に選ばれたようだとおっしゃっております。

先ほどの書物を見ますと、カッセーゼ教授がきわめて簡單明瞭な言葉で質問されると、レーリンク博士がそれに対して詳しく懇切丁寧にお答えになつていくことがわかりますが、学者として、特に東京裁判の元判事としてたいへん良心的で勇氣のあるご発言だと思つるのは、自分は東京裁判の判事に任命された当時、刑法は知っていたが、国際法については何も知らなかった（At that time I didn't know anything about international law.）とおっしゃっていることです。もちろん、刑法の講義を担当された方ですから、国際法についてもひととおりの素養はお持ちになつていたことは間違いないでしょう。しかし、博士は謙虚に、自分は当時、国際法は知らなかったのだ、それなのに、インドネシアの刑法の専門家ということで政府によって東京裁判の判事に指名されたのだと述べておられるのです。

「ご存じのように、東京裁判は「現行国際法に準拠して裁く」という建前をとっていましたし、判決のなかでも、マッカーサーの命令で作成した極東国際軍事裁判所条例という東京裁判の基本法は、当時存在した国際法を表示したものだと言ひ方をしております。それなのに、東京裁判が準拠すべき国際法について何も知らなかったということや堂々とおっしゃるのでから、レーリンク博士は本当に学問的に良心的な方であったのだと、尊敬の念を禁じえません。

レーリンク博士は東京での判事在任中に本国のフローニンゲン大学の刑法学の教授に任命されますが、オランダにお帰りになってから、にわかには国際法の研究に専念されることになり、以後その分野で大きな学問的成果を挙げられます。一例を挙げますと、一九六〇年には『インターナショナル・ロー・イン・アン・エクスパンディッド・ワールド（拡大された世界における国際法）』という著作を公にされて、アジア、アフリカその他の地域の新興諸国が国際社会の中で果たすべき積極的な役割というものを重視する国際法理論を展開されました。

レーリンク博士は、『東京裁判とそれ以後』の中でも述べておられますが、国際法団体としての国際共同体（国際社会）の歴史を考察するにあたって、三つの時期を区分されています。

まず、第一期は、一六四八年のウェストファリア条約の成立とともに国際共同体（国際法団体）が成立し、一八五六年に至ってその中にオットマン（オスマン）帝国（トルコ）が加入して終わる時期。この時代に支配的地位にあつたのは、欧州諸国や欧州系のアメリカ合衆国であったので、レーリンク博士は「キリスト教諸国」の段階と呼びます。

次の第二期は、人種や文化を異にする他の諸国が参加してきて、それまでかなり同質的だった国際共同体を攪乱した「文明諸国」の段階であり、一九四五年まで続くのですが、新規に加わった諸国は工業経済と軍事機構を高度に発達させたのです。

第三期は、国際連合憲章をもって始まった「平和愛好諸国」の段階であるとされ、新興諸国が古い諸国のサークルに受け入れられるのは、高度の軍事的および技術的發展の故ではなく、平和維持という国際連合の主要目的への支持の故であるとされます。第三期、つまり一九四五年に第二次世界大戦が終結して、それ以後の国際社会は、従来の国際社会とは非常に違っている点に、レーリンク博士は着目しています。

これまでの要点をまとめてみますと、最初は欧米のキリスト教諸国だけが国際社会を牛耳っていた。国際法も主として欧州公法というかたちで、そういう諸国間に適用されていた。他のアジア、アフリカ、その他の地域の諸民族は国際法の独立した行為主体とは認められていなかった。それから、オスマン・トルコ帝国とか支那とか日本とかが、そういう国際社会に新しい独立の行動者として入ってきて、今度は文明諸国から成る国際社会ができた。この間にはいろいろと帝国主義諸国、あるいはその他の諸国の相互間に闘争などがあつたのですが、その段階は原子爆弾の出現とともに一九四五年に終わって、今度は平和愛好諸国から成る国際社会になつたのであつて、この段階では核戦争の防止こそが国際社会（人類）の最大の目標となつていて、国際法の立場からも戦争の問題を真剣に考え直さないと行かないということを、レーリンク判事は非常に鋭く良心的に省察されている様子が見られます。

そして、本日取り上げた書物の中で、従来、欧米列強による植民地支配にあえいでいたアジア、アフリカ、その他の地域の諸国が独立して、新しい国際社会のメンバーになつたが、こういう国々を育成し、その開発を促進・援助するため、その目的になつた新しい国際法の形成を考えていかなければいけないという考えを明らかにされ、こういうこととの関連の中で、日本の遂行した大東亜戦争が世界史の中で果たした積極的な役割を非常に重視しておられます。アジア人のためのアジアという理想、あるいはアジア諸民族を欧米の植民地支配から解放するという理念が、日本のイデオロギー的スローガンであつたと、はっきり認識して、基本的にそういう歴史的観点から戦時中の日本の行動をあらためて見直されていることに、私はレーリンク博士の戦後における深い学問研究の努力を思わざるをえま

せん。

東京裁判が終わって帰国されてからのレーリンク博士は、裁判中に学ばれたという「アジア人の観点から国際法を見る」ことの重要性を忘れることなく国際法の研究に従事され、オランダ破毀院の判事も勤められ、さらにオランダの国際連合代表団の一員として活躍され、晩年にはピース・リサーチ（平和研究）に専念されまして、先般ノーベル平和賞を受賞したことで知られるバグウォットシユ会議という名称の民間の平和運動にも参加され、前に触れましたように昭和五十八年には、池袋のサンシャイン・シティでの二日間にわたる東京裁判再検討のシンポジウムにも出席されて、非常に精力的にご発言もなさいました。シンポジウムが終わりましてから、伊豆山の興亜観音（いわゆるA級戦犯として処刑された東條元首相以下七名の遺灰を収めてある）に参拝されております。これは、パール判事に続いて、東京裁判の判事としては、二人目で、かつ最後のことであります。

ご存じかも知れませんが、熱海からちよつと東京方向へ戻ったところの伊豆山の小高い場所に、松井石根大将ゆかりの興亜観音が、戦場となった支那の土をもつてつくられて立っております。東條大将以下七人の、いわゆるA級戦犯が処刑されました時に、東條勝子夫人など遺族の人々が遺骨の引き渡しをマッカーサーに嘆願したのですが、断られて、遺骨は海へ棄てられたと伝えられます。その時気のある日本人が二、三人で危険を冒して火葬場に残った遺灰を手でかき集めたりして、その後いろいろな曲折がありました。この興亜観音のもとに納めてひそかにお祈りして占領期をしのいできて、以後は関係者の皆さんが大切にお祈りを続けておられます。ここへレーリンク博士がお参りになった。それは、博士の深くて篤い心ばえを示した出来事であつたと思えます。

シンポジウムより帰国されてから二年後に亡くなられたわけですか、以上の簡単な説明から、レーリンク博士の生涯の大体のご経歴がおわかりのことと思います。

五

さて、レーリンク博士は東京裁判というものを基本的にはどういふふうにご覧になっていたでしょうか。レーリンク博士の国際法の学説とそれに基づいた東京裁判批判を検討するためには、東京裁判の多数派判決が下された昭和二十三年の十一月に同時に表明された博士のデイセンティング・オピニオン（反対意見）をよく研究しなくてははいけませんし、また一九九三～四年にカツセーゼ教授との共著のかたちで公刊されました『ザ・トウキョウ・トライアル・アインド・ビヨンド』をよく読んで、東京裁判への批判とその理論的根拠が非常にシステマティックに書かれている内容を正しく理解することが肝要でしょう。私も今日はこの書物を中心にしてお話しますが、初めに、非常に象徴的なことなのですが、レーリンク博士がカツセーゼ教授に向かって次のようなことを言っておられるのが注目されます。

博士が東京裁判に従事しているときに、マッカーサー総司令部のG II（参謀第二部）のチーフであるウイロビー將軍とはよくテニスをする仲でした。レーリンク博士は裁判が終わっていよいよ帰国するという時にウイロビーのところへ挨拶に行ったのですが、その時、ウイロビーがまじめな態度で、「この東京裁判は史上最悪の偽善であった」と言ったのです。This trial was the worst hypocrisy in recorded history.と行ったのです。そしてこういう裁判が敗戦国に対して行なわれるならば、自分は息子が軍務につくことは禁じたいとまで語ったので、レーリンク博士はウイロビーに彼の心配の理由を聞いたところ、ウイロビーは、日本が昭和十六年に置かれていたような状況にもしアメリカが置かれたならば、アメリカも日本がしたのと同じように戦争をしたであろうと答えたということです。

一九七三年のいわゆる第一次石油危機の際に、アラブ諸国が石油の供給を打ち切るぞと脅かしたときに、アメリカは軍事力をもってアラブ諸国に対抗しようとしたのです。当時のアメリカの国防長官であったシュレジンジャーは、一九七四年一月の演説のなかで、石油供給の安全を確保することは軍隊の責任であるから、アメリカは石油供給を確保するために軍事力を行使するかもしれないと述べたのでした。

レーリンク博士は、日本に対してアメリカがさまざまな経済制裁措置を実施し、とりわけ石油の輸出禁止をも行なった後で、いわば最後通牒としてハル・ノートを突きつけたが、その時日本には二つの可能性しかなかった、すなわち、戦争せずに自国の石油のストックが減少していき、しまいには皆無になるのを見て、自国の運命を全く他の国々のなすがままに委ねるか、あるいは、戦争するかの二者択一しかなかった、と述べています。そして、こういうことが、ウイロビーが自分の息子は絶対に軍隊に入れたくないと言った理由であったと理解し、「日本の場合のように自国の死活的利益が脅かされたなら、どの国も戦うだろう」と言ったウイロビーの言葉を引用しています。このウイロビーの言葉の引用のなかに、大東亜戦争に突入した日本のやむを得ざる事情についてのレーリンク博士の基本的な理解が、よくうかがえるように思われます。

カッセーゼ教授は本書の序文のところで、東京裁判でのレーリンク判事の態度に触れて、要旨、次のように言っています。「同判事は有名な個別反対意見を表明した。多数派判決を決定したアメリカやイギリスや中国（判事は中共系だった）ヤソ連などの諸国は、欧米流の考え方をもって日本の行動を眺め、勝利者の目を通して日本の罪なるものを見ようとした。しかし、そういう彼の同僚である多数派の判事たちとは、レーリンク判事は違っていた。同時にまた、日本の行動を専ら純然たるアジア人の観点から見て、日本の行動のすべてを正当化しようとする傾向を示していたインド代表判事のパール博士とも、レーリンク判事は違っていた。両者から距離をおいた（いわば中庸的な）立場にレーリンク判事は立っていた」と、このようにカッセーゼ教授は述べております。

一般的に言つて、国際法上の議論というものは非常に普遍性がありまして、国際法上の正当な根拠に基づいている主張とか、あるいは考え方というものは、おおむね世界中に通用します。レーリンク判事は、カッセーゼ教授が指摘したような中庸的な立場に立ちつつ、しかもアジア人、とくに日本人の立場というものを非常によく理解され、なぜ日本が戦争するに至つたのか、その事情と道理を深く洞察されました。カッセーゼ教授の言葉ですが、レーリンク判事は、欧米の衣服を脱ぎ捨てて、日本の着物に着替え、そして、よりよく日本国民の戦争における動機と目的とを理解されたのであります。「日本はアジアをアジア人のものに取り返そうと、すなわち、アジア諸国を欧米の植民地支配から解放しよう」と、決意して戦つたのである。」これがレーリンク判事の日本の行動についての——とりわけ戦後の熱心な研究の末の——結論だったのです。

日本が大東亜戦争に突入する以前の時期に、首相や外相として活躍した広田弘毅（東京裁判被告）などは、日本の軍隊は強力なものを用意しておいて、欧米諸国による敵対行動があつた場合に備えようとしたが、実際には直接に軍事力を行使しないで、経済的およびイデオロギー的手段を用いてアジア政策を展開して、アジア解放という目的の實現を図ろうと努力したのだと、レーリンク博士は理解されました。しかるに、軍部がのちに焦つて、それからアメリカなどのいろいろな画策があつて、ついに大東亜戦争が始まり、日本は軍部が主導権を握つて短兵急に軍事力を展開して目的達成を図ろうとした。しかし、日本は、アメリカのオレンジ計画の場合などはまったく違つていて、当時戦争準備などろくにできていなかったのですが、そういう状況下で戦争に突入させるをえなかつた事情についても、レーリンク判事はよく理解を示されております。

レーリンク博士は、広田弘毅のアジアから欧米列強の植民地支配を駆除しようとした政策を、政治家が国家目標として追求すべきものとして肯定し、非難するには当たらないと考えられました。広田被告は六対五の票決で死刑になりましたが、レーリンク判事は反対票を投じ、票決の結果を嘆かれました。

東京裁判においてレーリンク判事は、軍事法廷としての人的管轄権の制限を厳しく指摘しました。個別反対意見の中で、同判事は次のように述べています。

ポツダム宣言から推論すれば、犯罪に関する管轄権が限定されているばかりでなく、人に関する管轄権も制限されている。ポツダム宣言は、「日本国に対し、今次の戦争を終結する機会を与える」ための条件が示されている。これらの条件のうちの一つは、戦争犯罪人に対して、峻厳な正義に基づく処罰を加えることであつた。これによつて、われわれの裁判所条例は、今次の戦争、即ち降伏文書に定められている日本の降伏をもたらした戦争における戦争犯罪人についてだけ定めることができるということになる。従つて、本裁判所は他の戦争で行われた戦争犯罪を取扱う管轄権を持っていない。(中略)

この制限は、連合国最高司令官の特別宣言書からしても推論される。この宣言書は、本裁判所を構成したものであり、それには、裁判所条例の基礎となつている考慮の一つとして、次のように述べてある。「枢軸諸国家の不法なる侵攻戦争に反抗せる合衆国ならびにこれが連合諸国家は、戦争犯罪人は裁判に付せられるべきものなりとの意図の宣言を随時為し来りたるが故に……」。

このように述べて、レーリンク判事は、日本のいう大東亜戦争(アメリカのいう太平洋戦争)に裁判管轄権が限定されるべきであると主張したのでした。しかし、実際には、この主張は裁判では認められなかつたのです。

六

レーリンク博士が東京裁判の判事として最も悩まれたのは、裁判所条例が導入した「平和に対する罪」なるものどのようにして認容するかという問題であつたように思われます。「平和に対する罪」とは、簡単にいえば「侵攻戦

争」を行なった罪のことです。

「平和に対する罪」なるものが第二次大戦当時に本当に国際法上認められていたのか、あるいは現在では認められているのか否かについて検討するに先だって、戦争を国際法が伝統的にどのように位置づけてきたかを確かめる必要があります。

一九二八年に不戦条約（戦争放棄一般条約）が、フランス外相ブリアンとアメリカ國務長官ケロッグのイニシアチブによって成立を見ます。その時までには戦争は国際法上すべて合法とされてきました。紳士と紳士が決闘する場合と同じように、国家と国家の戦争はどちらが悪とは一概には決められない。伝統的に国際法では国家には戦争権があるとされてきました。戦争権というのは内容を大別すると開戦権と交戦権に分かれます。交戦権とは、いったん戦争状態に入ったならば、国家の軍隊は敵国の兵力を攻撃し、あるいは敵国の領土の中に侵入して占領し、軍事目標を攻撃・破壊することができます。こういう軍事行動は合法とされたのです。戦争で国家が攻めようが守ろうが、どちらの国が正しいのか悪いのか、合法か違法かということは問われなかったのです。

ところが、一九二八年の不戦条約の中で初めて戦争を防衛戦争と攻撃戦争（実質的に見て、不当な動機に基づいて相手国を攻撃する戦争という意味です）とに分けて、防衛戦争ないし自衛戦争と、攻撃戦争ないし侵攻戦争とを区別しました。つまり、ディフェンシブ・ウォーあるいはウォー・オブ・セルフ・ディフェンスと、オフエンシブ・ウォー、あるいは（オフエンシブ・ウォーという言葉は徐々に使われなくなつて）アグレッシブ・ウォー（もしくはウォー・オブ・アグレッション）とに区別されたわけです。簡単にいえば、戦争を自衛戦争と侵攻戦争とに分けたのです。私が十数年前から強調してきたことですが、アグレッション（aggression）（侵攻）という英語は、本来はアンプロボークト・アタック（unprovoked attack）、つまり「挑発を受けないのに行なう攻撃」という意味です。アメリカでもイギリスでも豪州でもカナダでも、英語を母語とする人々の国ではどの国でも、英英辞典にはそのように書

いてあります。日本ではアグレッションを機械的に侵略と和訳する人が多いのですが、日本語としての侵略の「略」という字は、略奪する、掠取するという意味を表わしていますが、このような意味は英語のアグレッションという言葉には含まれていません。このことは、私が二年に一回開かれる世界的な国際法学会 (International Law Association) などで何度も外国の学者に確かめております。

以上のように、一般的に「侵攻」(aggression)とは「不当な動機に基づいて相手側に対して最初に攻撃を仕掛ける行為」を意味すると解されますが、一九二八年の不戦条約は、「国策の手段としての戦争」もしくは「国際紛争を解決するための戦争」という表現のもとに、このような「侵攻」戦争を違法化した(すなわち、その遂行が不法行為となる)ものと考えられます。

侵攻戦争をしてはいけない。しかし、自衛戦争は容認される。自衛なのか侵攻なのかは、各国が自己解釈権で決めるべきものであり、他国や、あるいは国際裁判所といえどもこれについては決定できない。これが、不戦条約の規定の骨子です。ですから、もしも戦争が起きた場合には、(侵攻戦争はいちおう不戦条約により禁止され、その遂行は不法行為責任を生じさせると解されるものの)、合法として容認されている自衛戦争の名において両方の国が戦争をすることは法的状況としてはありえたわけです。

ところが、東京裁判は、この不戦条約をほとんど唯一といってよい主要な法的根拠にして、日本がウォー・オブ・アグレッションをした、つまり侵攻戦争したと一方的に断定して、しかも、それに対して戦時指導者の個人犯罪責任を追及することができると主張したのです。日本の指導者が侵攻戦争をするための共同謀議(コンスピラシー)に加わったと主張したのです。侵攻戦争の準備とか開始とか遂行に携わったとされる者を「重大(重要)戦争罪人」、いわゆるA級戦犯にするとしたわけです。

侵攻戦争を、その厳密な定義も確定していない段階で、国際法上の犯罪と決めつけ、しかも一国の指導者に対しそ

の犯罪責任なるものを個人的に追及できると独断した東京裁判の基本的な考え方は、厳正な国際法理論の観点からすれば、大変な間違いで、今日、国際連合国際法委員会という三十四人の秀れた国際法学者から成る世界でたいそう權威ある国際法關係の国際機関がありますが、そこでも現在でも認められていません。

東京裁判の多数派判決は、自衛戦争ではない侵攻戦争は不戦条約によって犯罪とされた主張しましたが、これは重大な誤りです。

国際法という犯罪と不法行為とは、厳別されるべきものなのです。犯罪というのは国際法違反の不法行為のなかで特に悪質・重大で、国際社会の法益を侵害すること甚だしいものを、あらかじめ条約の締結あるいは慣習法の熟成によって犯罪と確定したものが犯罪であつて、單純に国際法上の規則ないし合意に違反したという行為は、国際不法行為といつて、通常は損害賠償責任、あるいは原状回復責任が生ずるだけで、犯罪とはいわれません。ところが、東京裁判では、不戦条約をどのように拡張解釈しても「侵攻戦争」（仮に認定できたとして）はせいぜい不法行為にしかならないという国際社会一般の認識に反して、侵攻戦争は犯罪であると独断的に主張されたわけですから。

この点については、レーリンク先生も非常に悩まれたようです。裁判中のある時、審理の過程でこのアグレッションの問題について議論が行なわれ、ウェツプ裁判長がレーリンク判事に向かつて、われわれは立派な判決書を書き上げて日本を罰するつもりだが、そのときにウォー・オブ・アグレッションが犯罪であるといふことの法的根拠に、レーリンク判事の母国のオランダの有名な国際法学者フーゴー・グロテウス——この方は一六二五年に『戦争と平和の法』三巻を著わして国際法学の父といわれている人です。——の文章を引用するつもりだと言つたそうです。

それに対してレーリンク判事は、そうすることは疑問ですねと答えました。その理由として、グロテウスが戦争と平和について書いた十七世紀の初頭という時代は、ちょうど西欧諸国がアジアの征服を行なつていて、西欧ではヒーローといわれた人たちがアジアに帝国をつくらうと努力していた最中であり、それなのに、その当時の理想主義

者であるグロテイウスの見解を、アジア人を被告とする裁判で引用することは正しいとは思われませんが、レーリンク判事は返答しているのです。

そういうふうには答えられたものの、レーリンク博士は、核兵器が出現した現代という時代は、以前の時代とはまったく違うのだということを痛切に自覚しておられました。従来は、戦争が国家の正当な行為であって、これによって国権を守り、国民の利益を擁護した。それはそれとして正しかった。しかし、これからは、平和愛好諸国が国際社会の平和を維持しなければならず、もし核戦争が起きたら人類が破滅する。だから、立法論的な立場から、戦争をなくさないといけない、特に侵攻戦争をなくさなければいけないとお考えになったのですが、このことは私たちにもよく理解できるのです。

ただし、問題は、東京裁判の当時には、アグレッション（侵攻）そのものの国際法上の定義さえも、一般的に確立されたものが国際社会にはなかったということでした。一九七四年十二月十四日に至って国連総会が決議のかたちで初めて一般的なアグレッションの国際的定義といえるものをつくりました。しかし、この決議には法的拘束力がありません。国連総会の決議は、世界人権宣言もそうですが、条約とは違って、事実上ある程度の権威を持つてはいるものの、関係諸国に義務づける力はなく、諸国はそれに従わなくても、違法とはならないのです。

「侵攻」のいちおうの定義がようやく一九七四年十二月十四日につくられたという事実は、関連する問題の複雑性とともに、東京裁判当時には「侵攻」の定義も存在せず、その認定は法理上不可能であったことを明示しています。

七

国連憲章が昭和二十年十月二十四日に発効した段階で、安全保障理事会が国際平和の維持に主要な責任を持つもの

とされましたが、その国連体制の中で、アクト・オブ・アグレッション、すなわち侵攻行為は禁止され、いずれかの国がそれを行なったかどうかを最終的に判断・決定する権限を持つのは安全保障理事会であるとされました。しかし、安全保障理事会も何がアグレッションで何がアグレッションでないのか、はつきりわからなくては、決定ができません。そこで、安保理が侵攻行為の存否について政治的な判断を下すときの指針として、参考資料として、先ほどの総会決議がつけられたというわけです。第二次大戦終了後、大分時間がかかりましたが、ようやくそれができたのです。似たような話がもう一つあります。一九四七年に国連総会の下部機関として、国際法委員会が初めてつくられました。パウル博士なども委員にられました。最初、委員数は十五人だったのが、のちに三十四人に増えました。この委員会の発足にともない、旧連合国側は、ウォー・オブ・アグレッション、つまり侵攻戦争を行なうことは国際法上の犯罪であつて、それに対する個人的責任を戦時指導者に追及できるといふ国際法を確立したいから、条約案をつくらなければならないと国際法委員会に要請しました。すなわち、正式には「人類の平和と安全に対する罪」に関する法案の作成を求めたのです。

ところが、国連国際法委員会は、侵攻戦争を行なうことが犯罪であると定める規則はこれまで国際法には存在しておらず、第二次世界大戦当時にももちろんなく、あの暴虐な行為をしたナチスの指導者を裁いたニュルンベルク裁判でさえも、侵攻戦争を国際法上の犯罪であると断定して裁判を行なったことはたいへん遺憾である、リグレットブルであるとの見解を表明したのです。だいいち侵攻という概念の内容がはつきりしていないのに、侵攻戦争をしたら犯罪だなどとは言えないではないかという立場を委員会は明らかにしました。そこから紆余曲折を経てようやく一九七四年十二月十四日になって、アグレッション（侵攻）の定義が曲がりなりにもつくられたわけなのです。

それ以来、国連国際法委員会は「人類の平和と安全に対する罪」の法案作成の問題を、議題に取り上げて論議を重ねていますけれども、まだ目に見えるかたちでの成果は挙がっておりません。日本からも一人、委員が出席してい

て、年度の会期でのこの作業の進捗状況を年末の頃に外務省の研究会で報告しています。一九九五年十二月の時点で、国連国際法委員会は、侵攻戦争が国際法上の犯罪であるとするとする条約案については、いまだに最終的な意見をまとめるはいません。

東京裁判は、侵攻戦争を行なうことが「平和に対する罪」であることを前提にして、被告たちを断罪したのですが、レーリンク博士がこの問題についてどういう態度をおとりになったかを見ますと、たいへん苦しい立場に立っておられたことがよくわかります。つまり、現行の実定法としては、第二次大戦（日本の大東亜戦争）当時には侵攻戦争は犯罪ではなかったと、レーリンク博士は明言しています。レーリンク博士は東京裁判の頃から、戦後期を通じて、また、特にこの本においてカッセーゼ教授に、侵攻戦争は第二次大戦開戦の当時、平和に対する罪などというものを構成してはいなかった、それは国際法上の犯罪ではなかった、と明確に述べておられます。

それにもかかわらず、博士は究極的には、多数派の最終判決において認められた「平和に対する罪」、つまり侵攻戦争を行なったという罪の存在を肯定し、戦時指導者の個人的責任の追及を認める立場をとられました。

だいたい戦争というものは国家と国家の間の、法人と法人との間の出来事であって、個人には責任がないというのが、従来の国際法の伝統的な考え方であり、第二次大戦後の軍事裁判で、戦争遂行それ自体について個人責任を追及したということは、既存の国際法秩序に対する重大な挑戦といえるのです。

この難問に対して、レーリンク博士は、「平和に対する罪」を一種の政治的犯罪と見ることによって、事後法としてではあるが、それを肯定しています。純然たる不道徳性、人間として決して許されるべきでない全く嫌悪すべき本質的な非倫理性、そういう内容を持つという意味での犯罪ではなくて、社会的な危険性を持った、国内法でいえば政治犯罪人に相当するものとして、いわゆるA級戦犯を処罰するということは、司法的な意味での刑罰とは異なっており、基本的に政治的措置であり、そのようなものとして是認できるというのが、レーリンク判事のとった態度でした。私

たちは、しかし、このことから、東京裁判全体が連合国による政治的措置であつたことを明瞭に理解できるのです。レーリンク判事によれば、戦勝連合国は戦後の国際社会の平和維持について責任を持ち、秩序維持について責任を負う立場に在るのであり、維持すべき秩序にとつて、ヒトラーのナチス・ドイツとか、日本の戦時指導者とはとにかく危険な存在と言わざるをえず、この危険な存在・人物に対して適当な処置をとる権利は、世界の動向に現実に責任を有する諸国にはあるのだということになるのです。

そこでレーリンク判事は、法の尊重と、いま差し迫つた政治的な必要、つまり連合国側の政治的要求とをなんとか妥協させるために、平和に対する罪を、今後同じようなことが行なわれた場合には、必ず関係責任者を同様に処罰するという条件付きで、認めたというわけなのです。あくまでも、一種の社会的な危険性、あるいは政治的な危険性を持つ存在という意味において被告たちを処罰するのであつて、真正の非倫理的な犯罪という意味では、「平和に対する罪」なるものを自分は納得することができない、だから、「平和に対する罪」のみで起訴され有罪とされた被告は、決して死刑にしてはならないと主張されたわけです。

今後は核大国を含むすべての国々が戦争をやめることにしてもらわなければ、この東京裁判、あるいはその前に行なわれたニュルンベルク裁判の意味はないという前提のもとで、レーリンク博士は平和に対する罪を認められたのです。そして、重光、広田、東郷、木戸、畑の五人のA級戦犯については、無罪を主張されました。

ところが現実には、一九七七年の時点までに戦後すでに三十を越える戦争が行なわれ、百を越える諸国での内乱が発生している。こういう状況をレーリンク博士は非常に嘆かれました。今後はもう侵攻戦争をしてはいけないという条件のもとで、あえて侵攻戦争を事後法的にはあるけれど「犯罪」と認定して、枢軸国の戦時指導者を処罰したのだが、侵攻戦争と認められるような事態が戦後すでに幾度も起こっている。そうになると、せっかく自分たちが前向きに人類のためと考へて、将来の戦争をなくすための正しい立法的措置と思つて「平和に対する罪」を肯定したこと

意味がなくなるといって、博士は非常に嘆いておられるわけです。

レーリンク博士は基本的に以上のようなお考えに立脚されて、それをもって、自分が「平和に対する罪」の肯定という点で多数派に同調したことの理由とされているのです。すでに触れましたが、博士は後から、東京裁判の当時、自分は国際法を知らなかったと明言しておられます。東京裁判から帰国された後、国際法の研究に初めて本格的に打ち込まれた博士は、研究を重ねることによって、東京裁判へのある種の疑問を次第に強められていったものと思われまます。また、日本の近現代史についても研鑽を積まれたようで、裁判当時の個別意見書と本日取り上げている書物とは、日本の行動に関する認識・評価がかなり異なっていることが認められます。総じて、日本の大東亜戦争の積極的評価が強められております。当時、東京裁判の十一人の判事の平均年齢は六十歳でした。中華民国を代表する判事で実は中国共産党系であった者が若いほうでしたが、最も若かったのがレーリンク判事で、開廷の時に三十九歳でした。

八

レーリンク博士は、日本の対米開戦、パールハーバーの攻撃に始まる開戦についても、ハル・ノートがアメリカ側の実質的な最後通牒であって、屈伏するか戦争するかのものであるのだという理解をされていることは、前に述べた通りです。この問題については、博士は外交史的事実に即して詳しく説明されていますが、今日は時間の関係でそれにはあまり触れられません。有名な言葉として世界の外交史家の周知するところですが、国務長官のハルが、例のハル・ノートを日本に突きつけた後で、ステイムソン陸軍長官やノックス海軍長官にむかって、これからは問題はあなた方の手中にある、「ザ・マター・イズ・ナウ・イン・ユア・ハンズ」と言っているのです。アメリカ

カのルーズベルト一味は、理不尽な要求を盛り込んだハル・ノート突きつけられた日本がやむなく開戦するであろうことを、冷徹に計算していたのです。

レーリントン博士自身、「ハルが提示した諸条件は端的に戦争を意味したのであり、ハルはそのことを知っていた」、「アメリカ政府は〔このハル・ノートを突きつけたら〕戦争が始まることを確信していたが、ただ、その戦争が日本によって始められることを熱望していた」と述べています。確かにハル国務長官は、「われわれは日本をうまく操って、わがほうにあまり多くの危険がもたらされないで、日本が第一撃を発射するように仕向けなければいけない」と言っていますが、その言葉を引用してレーリントン判事は開戦についてのアメリカの政治的責任を凝視し、関連して、日本の真珠湾攻撃の責任については追及しようとはしておられません。

ところで、日本は真珠湾攻撃に先だってアメリカに対して正式な宣戦布告をしなければいけなかったのではないかという疑問がありますが、日本はアメリカ側の最後通牒と認められるハル・ノートへの回答を、実質的な開戦意思の通達として、真珠湾攻撃以前にワシントンの国務長官に手交するよう政府が手配したのですが、日本大使館員の手落ちによって、攻撃後に渡すことになってしまったのです。日本側の最後通告とか最後通牒という呼び方をしますので、一般の人々の間に混乱が起こりやすいのですが、日本側の通告は、ハル・ノートが突きつけた二者択一、すなわち、屈伏して、日清・日露戦争以前の哀れな小国に戻って一種の亡国的現象を呈するか、それとも断固として拒否して戦うかを前にして、その回答は断固たるノーである、すなわち戦争を辞さないとして、戦争意思を明確にしたものであったのです。日本が戦争をするという意思（アニメス・ベリゲレンデイ）を持っていたことを、暗号解読によってアメリカ側は十分に知っていたのです。ルーズベルトが知っていました。レーリントン博士は日本の戦争意思が確実にアメリカ側に知られていた事実を重視されているのです。開戦に関する国際法としては、一九〇七年（明治四十年）に、ヘーグ〔ハーグ〕第三条約といわれる条約がつくられました。ヘーグ開戦条約と通称されるものです。この条約が成

立する以前には、国家はいきなり戦争を開始することを許容されてきました。武力行動を一方的に開始して、それで戦争意思が相手国に伝わったのです。ところが、日露戦争後の明治四十年にヘーグ開戦条約ができて、今後はこの条約の当事国である各国は、宣戦布告、つまり開戦宣言をすることが必要になりました。開戦宣言によって開戦意思を伝えたなら、その直後にも武力攻撃をしてよいと、解釈されました。ですから奇襲攻撃もできるわけです。宣戦布告をするのでなければ、最後通牒といって、相手国に最終的な要求を突きつけるというかたちをとることもできます。普通、期限を切って、あるタイム・リミットまでにわが国のこれこれの要求を受け容れよ、もし受け容れなければ、そのタイムリミットを越えたら自動的に戦争になりますよ、そうなくても仕方ありませんよというのが、最後通牒です。開戦宣言（宣戦布告）か、あるいは最後通牒のいずれかをしなければいけないということに、開戦条約で決まったわけです。

ところが、重要なことですが、その開戦条約をつくるときに、アメリカ代表のポーター將軍は、自衛戦争の場合にはこの規定は適用されませんよと留保したのです。つまり、宣戦布告をしてから戦争をしなさい、あるいは最後通牒を発してから戦争をしなさいという規定は、自衛戦争の場合には適用されないとアメリカは理解するという意味の留保を付けたのですが、ほかの国々もこれに対して異議を唱えることはありませんでした。

外交官出身で、早稲田大学の客員教授を勤められ、戦時国際法の研究によって学士院恩賜賞を受賞された信夫淳平博士は、日本軍の真珠湾攻撃について、ヘーグ開戦条約の規定内容が陳腐化して実質的に効力を失っており、日本は正当な自衛戦争を行なったのだから、ヘーグ開戦条約違反ということで不法行為責任を負うことはないという趣旨を主張されています。ハル・ノートに対する日本側の回答文としての最後通告は、出先のワシントン日本大使館員の怠慢と過失によって、実際に真珠湾攻撃が始まってから五十五分経過したあとにハル國務長官に届けられたのです。これは全く残念な日本側の出先外交官のミスであったわけです。しかし、東京の日本政府は、攻撃前三十分には最後通

告——ハル・ノートへの回答で、実質的には宣戦布告に相当する戦争意思の伝達と認められるもの——を国務省に通知する意思を持っていたことは、客観的に実証され、しかも当時アメリカ側は、暗号解読によって事実上このことをよく知っていたのです。

ヘーグ開戦条約は現在でも論議の対象となっていて、特に自衛戦争の場合には、この開戦条約を守らなくていいという考えがあるほかに、第二次大戦当時でも、宣戦布告をして、それから相手国に攻めにいこうとすれば、相手側のほうが飛行機で、あるいは地続きの国境ならばそれを越えて陸上部隊が、先に攻めてくるかもしれないというおそれがありました。現代ならば、宣戦布告をした途端に、敵国側が核ミサイルのボタンを押すかも知れず、そうしたら、自国側が具体的な戦闘を開始する前に敵にやられてしまう。したがって、現代においては開戦条約は確かに陳腐化し、死文化していると認められ、有効ではないというのが、世界の学者のかなり多くが抱いている有力な学説です。

ルーズベルトは、今日では世界中でよく知られているように——例えば、BBC（イギリス放送協会）制作のテレビ番組「真珠湾攻撃・暗号を解いた情報部員たち」（平成元年十二月八日にNHKスペシャルとして放映された）が説得力をもって示しているように——、日独伊三国同盟に着目して、日本に戦争を開始させて、アメリカ国民を怒らせて、究極的には、自国民を否認なしにドイツとの戦いに誘導したかったのであり、これに成功したのです。いわゆる裏口からの参戦ですが、私などは、この歴史的事実を目の前にして、人民の意志を尊重するはずのアメリカ民主主義とはいったい何であるのかとの疑問を感じざるをえないのですが、第二次大戦中にアメリカがあれだけ十分に宣戦で利用した真珠湾攻撃について、東京裁判はさすがに日本側の責任を積極的に追及することができませんでした。

九

限られた時間の中で最後に取り上げたいのは、レーリリンク博士が非常に厳しく批判している連合国側の戦争犯罪の問題です。今日はその全般にわたつての詳しいお話はできませんので、原子爆弾の投下と都市への無差別爆撃の二つにしほつて検討することにします。すでにおわかりのように、伝統的な戦時国際法では戦争は合法とされていて、軍隊同士が戦うことは違法でも犯罪でもありません。しかし、戦闘は一定のルールに従つて行なわなければならないのであつて、特に一般住民、つまり非戦闘員である一般市民を決して攻撃・殺傷してはならないというのは、国際社会で長きにわたつて尊重されてきた最も重要な交戦法規です。捕虜を虐待してはいけないとか、不必要な苦痛を与える残虐な兵器を使つてはいけないとか、他にもいろいろな規則があります。交戦法規の中でいちばん大切なのは、非戦闘員・一般住民・一般市民を攻撃・殺傷してはいけない、あるいは、一般民間人の持つてゐる住居・家屋とか、平和産業の工場施設などの民間物を攻撃してはいけないというものであつて、これらは第二次大戦中においても交戦法規の最も大事なものであることに変わりはなく、交戦国により厳守されるべきであつたことは、いふまでもありません。伝統的国際法では、こういう交戦法規を侵犯することが戦争犯罪であり、侵犯した者が戦争犯罪人（戦犯）とされたのです。

日本が戦争を始めた、そしてその戦争が侵攻戦争だつたから日本は国際法上の犯罪を行なつたことになるなどと占領軍側が一方的に言いましたが、そのようなことは、第二次大戦当時の国際法に照らして決して言えるものではありません。条約、あるいは慣習法にも、侵攻戦争は法的な意味での犯罪であるという規定はなく、第一に「侵攻」の定義さえも、すでに述べたように、一九七四年に一応の内容が国連総会決議で決定されるまでは、存在しなかつたので

す。ところが、「現行の」実定国際法上で明らかに戦争犯罪と認められる軍事行動を、連合国側は平気で遂行しているのです。東京を初めとして、日本全国の諸都市に対して、一晚に十万人も殺すような無差別爆撃をやっている。これは大変に重大な犯罪です。特に広島、長崎に対する原子爆弾投下で、連合国側の戦争犯罪は頂点に達しました。つまり、軍事目標ではない都市に大規模な無差別の爆撃をして、一般市民を大量に虐殺したのです。民間人を恐怖に陥れて、早く戦争をやめるように政府に働きかけさせる恐怖戦術、それは国際法で禁止されている強迫的手段ですが、それを連合国側が使ったことは、戦時国際法に違反し、犯罪であることは明らかであり、特に広島、長崎の原爆投下は極悪の戦争犯罪であると広く世界で認められています。レーリントン博士もこの点をはっきりと肯定し、詳しく論述しています。

国際法では有名な一八六八年のサンクト・ペテルブルク宣言というものがありまして、戦争における「国家の唯一の正当な目的は、敵の兵力を弱めることである」と特筆大書されていて、民間人への攻撃・殺傷は違法として許されなかったのですが、連合国側は第二次大戦中に総力戦 (total war) という概念を拡大して、濫用し、攻撃してはならない非軍事的目標や一般民間人をほしのままに攻撃対象としたのです。例えば、日本の農夫が米をつくっても日本の兵隊さんの食糧になり、女工さんが衣類をつくっても兵隊さんの着るものとなり、結局は日本の戦力に寄与するから、現代総力戦のもとでは一般民間人や民間物も、軍隊に対すると同様に無差別に攻撃してもいいのだという理屈をこね上げて、伝統的な戦時国際法上の住民防護の規則を蹂躪したのです。

そういうように総力戦概念を濫用して優勢な軍事力を勝手気ままに使っておきながら、第二次大戦が自分たちの勝利に終わると、連合国側は米ソ兩陣営間の冷戦の緊迫化という時代的背景のもとに、一九四九年にジュネーブ四条約を作り、さらにそれに対する追加第一議定書、第二議定書を作って、それらの中で「非戦闘員を攻撃・殺傷してはいけない」という、第二次大戦以前からの伝統的な交戦規則を諸国間で守っていこうということを、改めてはっきりと

約束したのです。つまり、第二次大戦中、連合国側の軍事力が強大な時には、勝手に敵国側の民間人を殺して、恐怖に陥れて、厭戦気分を煽って、政府に対し早く戦争をやめよといわせておきながら、戦後の冷戦下、核戦争その他の脅威に直面すると、戦前の一一般住民防護の規則の遵守へと逆戻りしたのです。

そして、広島、長崎への原爆投下はソ連に対する政治的な配慮のもとで行なわれたということは、多くの研究者が認めています。さらに、ウラニウムとプルトニウムの二種類の原爆を実験するために投下したという説も、アメリカの学者などが唱えています。レーリントン博士は、原爆の製造は何十億ドルという経費を使った国家的な大事業であって、膨大な数の人間が働き、でき上がったものを使わないということは不可避であったことを認めつつも、次のように述べています。

「原子爆弾の投下は、一般民間人への攻撃であるが故に、国際法違反である。原爆投下は、軍事目標を狙ったものではない。(略)」

「民間人相手の戦闘——一般住民を攻撃して最終的に敵国政府に対し降伏するよう圧力を加えるいわゆる強迫戦闘 (coercive warfare) ——は、敵国軍隊を相手とする戦闘よりも費用が安く済み、効率的だといわれ、この方法によれば勝利を収められることは、何人も否定できない。広島、長崎への原爆投下はこういう理論に基づくものだった。(原爆投下を命令した) トルーマン大統領は、十万人を殺すことによって、幾百万人もアメリカ人や日本人が日本本土での死闘で殺されるのを阻止したのだというが、自分(レーリントン博士)の考えでは、その幾百万人も死は、原爆を使用しなくても、日本側の終戦の条件である『国体の護持』を受けいれることで、避けることができたのである。広島と長崎の破壊は、ドイツ降伏のしばらく前のドレスデンの空爆と同じように、必要ではなかった。」

「アメリカでは、原爆投下は両都市の軍事目標の破壊という動機に因ると立証しようとする試みがなされているが、これは、アメリカの罪悪感を軽減し、世界中の諸国を欺こうとする作り話であると考える。」

なお、レーリンク博士のこのような言葉に関連して、カッセーゼ教授は、日本政府が原爆投下に対して、それが、「非人道的な兵器の使用を禁止し、犠牲者に不必要な苦痛を生じさせてはならない」としている国際法の原則に違反するもの」として、スイスの大使館を通じて連合国側に抗議した事実の重要性を、指摘しています。

日本は、昭和二十年四月に成立した鈴木貫太郎内閣がソ連を通じて連合国側との和平交渉を実現しようと努力していたのですが、日本は、国体の護持という条件について連合国側がはつきり理解を示してそれを受け入れていれば、アメリカが原爆を投下しなくても終戦に同意したであろうというレーリンク博士の見解は、注目に値します。原爆投下なくしては戦争が終わらなかつたというトルーマンの考え方、つまり、十万人の日本の一般市民を殺すこともやむをえなかつたとする戦争犯罪の正当化の議論や、チャーチルやアメリカのスティムソン陸軍長官などが言っている、広島、長崎には軍事目標があつたから、原爆投下は無差別爆撃ではないのだという主張に対して、そういうのは全部嘘だ、それはお伽話だと批判しているレーリンク博士の態度は、国際法の研究者としてまことに公正なものといえます。

十

時間が迫つてまいりましたので、そろそろまとめなくてはならないのですが、アジア人の立場をよく理解して日本の戦争の動機・原因をもよく認識して、東京裁判の終了後に本格的に国際法とさらには日本国民の歴史を研究して、その成果を踏まえて新たに東京裁判全般への批判を強められたレーリンク博士に対しては、深い敬意と、日本国民としての感謝を禁じえません。

ところで、東京裁判の判事の中で唯一人だけ厳密な意味での国際法の権威であつたインドのパール博士は、周知の

ように、日本は国際法上の犯罪行為をしていない、A級戦犯とされた被告は全員無罪放免すべきだと主張されました。レーリंक博士は、パール判事の個別反対意見（いわゆるパール判決書）に深い敬意を表され、基本的に東京裁判におけるパール判事の立場が正しかったことを認められています。博士は「パール・インド代表判事は、真のアジア人の態度を代表する裁判官として出廷した」と讃えられ、反対にフィリピン代表判事のことを、「彼はまったくアメリカナイズされていた。彼はアメリカ人に協力するフィリピンの支配階級に属していて、彼の態度のうちにはアジア的なものは何もなかった」と冷徹に批評されています。そして、次のように述べています。「これとは対照的に、パール判事は植民地支配のことを憤慨していた。彼は、数百年前にアジアを征服して、はるかな遠隔地からそこを主人顔をして支配していたヨーロッパ人のアジアでの仕業に、激しい感情を抱いていた。そういうのが彼の態度であり、そこで、アジアをヨーロッパ人から解放しようとした日本のこの戦争、そして「アジア人のためのアジア」というスローガンは、真実、彼の共感を呼び起こしていた。彼は、日本軍と共にイギリス人相手に戦ったインド国民軍とのかわりをも、持っていた。パール判事は全身すべてこれアジア人であった。」

レーリंक博士は、オランダを代表された判事であり、オランダは大東亜戦争が行なわれた結果、東インド諸島（今日のインドネシア）という広大な植民地——毎年、膨大な国富をオランダのために寄与していた——を喪失し、現在でも日本に対して悪感情を持つ人がかなりいると伝えられる国ですが、その国の国際法学者としての博士が、公平かつ厳正な東京裁判批判を展開されていることは、まことに目ざましいものがあります。

このレーリंक博士の東京裁判批判を、日本国民はしっかりと受けとめなければならぬと確信します。細川さんとか羽田さんとか村山さんとか近年日本の首相になった人々は、日本が侵略戦争をしたと盛んに言いたがっているようですが、最低限、このレーリंक先生の見解について学習してもらいたいと思います。

東京裁判終了後に帰国されたレーリंक博士は、専門の研究分野を刑法学から国際法学に転換されて、幾多の業績

を積まれましたが、わけでも東京裁判当時のご自身の「個別反対意見」に見られるものに較べると、はるかに深くかつ正確な日本の歴史的行動の理解の上に立って、より厳密な国際法の観点から東京裁判への反省と批判を公正に展開されましたことは、いろいろな意味でまことに意義深いことであります。

博士は、本国への帰国後、日本を再訪することにはあまり気が進まなかつた旨を述べておられますが、あえて推察いたしますと、事後立法としての——そして現在に至ってもいまだに国際社会で正式に認知されたとはいえない——「平和に対する罪」なるものをみずからも肯定することによって、七名の日本の戦時指導者を戦犯の汚名のもとに苛酷な絞首刑に追いやつたことを想起して、その良心的な魂の上に暗い影を感じておられたのではないのでしょうか。

そしてお亡くなりになる二年前に初めて日本再訪を果たされ、東京裁判についての率直な批判と反省を日本国民の前で表明されてから、伊豆山の興亜観音にお参りされて、死刑に処せられた七名の方の霊前に額づかれたのですが、その折の博士のご感慨はいかばかりであつたことでしょうか。

私はただ博士のご参拝を尊く感ずるのみであります。

以上をもって本日の講演を終わります。ご清聴ありがとうございました。